

規制の事前評価書

1. 政策の名称

公益法人等が行う共済事業に対する保険業法の規制の特例措置の導入

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課保険企画室

3. 評価実施時期

平成 22 年 5 月 10 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

現状

共済事業については、平成 17 年の保険業法改正において、

- ・ 保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用する、
- ・ 保険業法上の新たな枠組みとして、一定の規模の範囲内で少額・短期の引受けのみを行う者について「少額短期保険業者」の制度を創設する、

等の措置が講じられている。

問題点

平成 17 年の保険業法改正により、共済事業を行っている団体は、少額短期保険業者への移行等、保険業法に即した対応を求められることとなったが、改正前から共済事業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在している。

また、公益法人については、公益法人制度改革により、平成 25 年 11 月までに、新法人（一般社団／財団法人等）に移行することとなり、新法人移行後は、そのままの形態では、共済事業を行うことができない状況にある。

規制の新設又は改廃の目的及び必要性

上記を踏まえ、平成 17 年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体について、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行う必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号）附則第 2 条～第 4 条の 2（一般社団法人等が行う特定保険業の特例、保険契約の包括移転、認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用）

(3) 規制の新設又は改廃の内容

平成 17 年の保険業法改正時に現に特定保険業（改正後の保険業法に規定する保険業であって、改正前の保険業法に規定する保険業法に該当しないもの）を行っていた者等であって、一般社団法人又は一般財団法人であるもののうち、一定の要件に該当する者は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることとする。

共済事業における契約者保護を図るため、認可を受けて特定保険業を行う者（認可特定保険業者）に対し、以下の規制を課すこととする。

- ・ 特定保険業の範囲の制限、他業の制限、資産運用方法の制限
- ・ 財産的基礎、区分経理、責任準備金及び支払備金等の積立て、保険計理人の関与（一定の場合に限る）、財務状況等の開示
- ・ 報告・資料の徴求、立入検査、健全性の基準、監督上の命令
- ・ 保険募集ルール 等

5. 想定される代替案

保険業法の適用除外を拡大し、平成 17 年の保険業法改正時に現に特定保険業を行っていた者について、保険業法の適用除外とする。

6. 規制の費用

(1) 遵守費用

本案

認可特定保険業者（認可を受けようとする者を含む。以下同じ。）において、認可等の申請に伴う費用、保険計理人の選任に伴う費用、財産状況等の開示に伴う費用、業務状況の当局への報告に伴う費用、適切な保険募集を行うための措置に伴う費用等が発生する。

代替案

保険業法の適用除外となる団体については、新たな費用は発生しない。

(2) 行政費用

本案

認可特定保険業者に係る行政庁において、認可等の審査や業務の健全

性を確保するための検査・監督に伴う費用が発生する。

代替案

新たな費用は発生しない。

(3) その他の社会的費用

本案

新たな費用は発生しない。

代替案

保険業法の適用除外となる団体については、行政庁の監督が全く及ばなくなり、

- ・ 保険の募集方法や資産運用等の適正性が確保されない
- ・ 仮に経営に問題が生じたとしても、行政として被害の発生・拡大を食い止めることができない

こと等から、契約者に大きな経済的不利益が生じるおそれが高い。

7. 規制の便益

(1) 本案

一定の規制・監督の下で共済事業の継続が可能となるとともに、事業運営の適正化を通じて契約者保護が図られることとなる。

(2) 代替案

適用除外となる団体については、規制に適合するための遵守費用を負担することなく、共済事業の継続が可能となる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案においては、認可特定保険業者が規制に適合するための遵守費用や、検査・監督に伴う行政費用が発生する。

しかしながら、一方で、行政庁による一定の規制・監督が行われることにより、事業運営の適正化を通じ契約者保護が図られるという便益をもたらし、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案においては、遵守費用及び行政費用は発生しないが、過去の無認可共済問題で明らかになったように、マルチ商法的な保険募集による契約者とのトラブル、団体の経営破たん等による契約者の経済的不利益など大

きな社会的費用が発生するおそれが高いと考えられる。

また、便益については、共済事業を行うことができるという点においては、本案と代替案とで大きな差はないが、代替案においては、将来にわたって適切な経営が行われることは、必ずしも確保されない。

したがって、団体の実態に即した規制・監督の下で共済事業の継続を可能とする本案が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

なし。

10. レビューを行う時期又は条件

今回の法案の対象となる団体が行う共済事業の将来的な位置づけについては、その事業の今後の運営状況、制度共済の整備状況等を見極めた上で、検討することとしている。